

愛光学園同窓会「会則」

(名称)

第1条 本会は、愛光学園同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校との関係を密接にし、その発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、次の会員を持って組織する。

(1) 正会員 本学園卒業生及び在学した者で常任理事会の承認を得た者

(2) 特別会員 本学園の現・旧教職員

2 正会員は、所定の会費を納入する。

(本部, 支部)

第4条 本会の本部は、愛媛県松山市衣山5丁目1610番地1愛光学園内に置く。必要に応じ常任理事会で審議の上、理事会の承認により支部を置くことができる。

(事業)

第5条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 各種の会議、会合の開催

(2) 会員データの管理

(3) 同窓会活動における必要な事業

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副 会 長 若干名

(3) 常任理事 若干名

(4) 理 事 各期1名以上

(5) 監 事 2名

2 会長の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時総会終了時までとする。

3 会長以外の役員の任期は、前項に準ずることとするが、随時交替することができ、その際には交替する年の定時総会終了時までを任期とする。ただし、再任は妨げない。

4 役員が任期途中で退任となった場合には、必要に応じて補欠の選任を行うものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

5 役員の任期の起算は、その選任が行われた時からとする。

(役員を選出、筆頭副会長・特命担当副会長)

第7条 会長は、理事会で選出し総会で報告する。その他の役員は、会長が正会員のなかから指名し総会で報告する。

2 会長は、必要に応じて副会長のなかから筆頭副会長、特命担当副会長を選定する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 会長は、会務を掌握し、総会、理事会及び常任理事会の議長となる。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代行する。筆頭副会長は副会長を統括し、会長の職務を常時代行することができる。特命担当副会長は特命事項について執行する。

(3) 会長、副会長、常任理事及び理事は、理事会を組織し、重要事項を審議する。理事会は、出席者の過半数で決議する。

(4) 会長、副会長及び常任理事は、常任理事会を組織し、常務に関する事項について審議、執行する。

(5) 監事は、会務及び会計を監査する。

(名誉会長、相談役、顧問)

第9条 名誉会長、相談役、顧問を次のとおり置く。

- (1) 本学園学校長は、本会の名誉会長とする。
- (2) 本会の役員を退任した者のうち特に本会に功績が認められる者は理事会の承認を得て相談役とすることができる。相談役を一定の期間経験した者は理事会の承認を得て顧問とすることができる。

(総会)

第10条 本会は、決算日から3ヶ月以内に定期総会を開催する。また理事会の招集により臨時総会を開催することができる。

- 2 総会の招集は、常任理事会の決議により会長が行う。

(総会の任務)

第11条 総会において、会務及び会計を報告・承認し、本会の目的達成上必要な重要事項を審議する。総会の議事は、出席正会員の過半数で決議する。

(理事会)

第12条 理事会は、本会の重要事項を審議する機関であり、会長、副会長、常任理事及び理事をもって構成する。

- 2 会長は、必要に応じて相談役を理事会に参加させることができる。
- 3 重要な事項等の決議及びその他常任理事会が必要と認めたときは、書面・メール・faxのいずれかの方法により意思表示があった理事の過半数の賛成をもって理事会決議を行うことができる。

(常任理事会)

第13条 常任理事会は、本会の常務を審議、執行する機関であり、会長、副会長、常任理事をもって構成する。

- 2 会長は、必要に応じて相談役を常任理事会に参加させることができる。
- 3 常任理事会は、会長が随時これを招集し、その決議は出席者の過半数をもって行う。

(会計)

第14条 本会の会計年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終るものとする。

- 2 本会の資金管理者は、本学園の承認を得て学校事務が行う。

(委員会)

第15条 本会の副会長のもとに委員会を設置することができる。

- 2 副会長は、委員会活動を通じて本会の会務の企画・執行をおこなう。
- 3 委員会に必要な事項は常任理事会の承認をもって別に定める。

(事務局)

第16条 本会に事務局を置くことができる。

- 2 会長・副会長は、事務局と連携して本会の会務の企画・執行をおこなう。
- 3 会長の指名により事務局に事務局長、事務局次長を置く。

(会則の改定、決議方法)

第17条 本会則の改定は、常任理事会で審議し、理事会で決議のうえ総会で報告するものとする。

- 2 重要な事項等の決議及びその他常任理事会が必要と認めたときは、書面・メール・faxのいずれかの方法により、意思表示があった理事の過半数の賛成をもって理事会決議を行うことができる。

附則 1. 本会則は、一部改定し平成31年3月14日より施行する。